

## 第四章 助郷問題と幕府の取締

### 第一節 宿場役人と農民との關係

#### 1. 緒 言

偕、宿場役人と農民との關係を述ぶるに方り先づその目的と順序とを明かにしたい。即、以下に於ては農民と宿場役人の對立より生じた種々相を見るを目的とし、夫は宿驛に於ける人馬の不足と助郷村、宿驛對助郷村及農民對宿場役人の紛議の順序に依つて述べたいと思ふ。

抑、宿場役人と農民との關係は要するに宿場對助郷村の關係で、宿場の特殊的な立場は従つて宿驛をば助郷村に對立的な關係に置き勝となつた。故を以て本節の取扱ふべき事柄は、宿驛と助郷村の關係となる以上、多くは個人的のものではなく、集團的のものとして現はれるであらう。然して其叙述の態度が最初から宿驛と郷村を對立關係に置いて考へてゐるやうに見えるのは、それが實際さうであつたからなのである。然も尙兩者の間に存在すべく強ひられた矛盾の態様が如何なるものであつたかを全々無視してかゝつたやうにも見えるが、これ等に就ては以下、其の必要なるに際して云々することゝしよう。

偕、第一章第二節に於て云々したるが如く宿場役人の本體は正にこれ等の人々で、これ等の人々が助郷村の農民と對立の關係に置かれるのであるから、事實上階級と階級との間に生じた紛議ではなくて、それは寧ろ同一階級（或はそれに近いもの、總じて云へば庶民階級と名づけ、武士階級とは別箇のものである）間に於て身分の異なる者達の間で起つた一種の紛議と見るべきであらうと思はれる。

## 2. 宿驛に於ける人馬の不足と助郷村

一體助郷とは、已に周知の如く、近世の宿驛に於て其の常備の人馬を使用し、尙繼立に不足を生じた場合に、此人馬の不足をば補充するために幕府より出役を命ぜられた郷村をばしかいふのであつて、事實は宿驛のために出役するのではなくて道路交通を圓滑ならしめんがための一手段に外ならないのであつた。それは敢くまで宿驛のための出役ではないがたゞ理由なくして不當の課役を助郷に命ずるとき初めて宿驛が農村に對して不當の出役を強ひることとなり、結果、宿驛のために郷村が出役することとなるのである。然らば問題として提出せらるべき二つのことに觸れるであらう。即、(一)助郷村の起りは何時頃なるか、(二)農村の助郷に對する態度の變遷如何がこれである。

抑傳馬制度を設け公用人馬の宿繼をしたことは上代より行はれたのであるが、助郷類似の方法を以て宿驛人馬の不足補充の方法を創めたのが秀吉であると云はれてゐる。即次の如き文書はその事實を示してゐると思はれるのである。

一、從太閤様、京都から尾州清須迄、宿送御用之傳馬人足被仰付様々御朱印之寫しゆくおくり所々往還共一、京より大津一、大津より勢田一、せたより守山一、もり山より八まん山一、八まん山より山さき ひなつ 泊 瀬  
しみつ ひこつみ  
 下 鷹 一、山さきよりさわ山一、さわ山より 岩 名 清 瀧 かしは  
 からさき 一、山さきよりさわ山一、さわ山より 須 川 大野木  
 原一、かしは原よりたる井一、樽井より大かき一、大かきよりすのまた一、すのまたよりきよす右人夫百二百馬五十疋より内之時者如此可出之、過分に入候時者、此外に隣郷則可出候御朱印無之者一切不申付者也

文祿三年正月十七日

御 朱 印

其後慶長十一年に至り、助馬の村を有したる宿驛が存在すると稱する人もある<sup>(2)</sup>位であるが、其後數年の慶長十六年に至り、幕府は傳馬の法を定めてゐる。其後三十五年目の正保三年十一月には宿驛定額人馬を盡したるときの法例を次の如く

命じてゐる。即「凡定額百人百匹の人馬を盡して更に求むるものあれば、宜しく其地の里正、驛長をして行人に辭せしむべし。此時に當り行人皆順次に從て通過すべし。若此令に違ふものは皆之を罰せん」と。これに依りて見るも其頃に於ては助人馬のことは一般に行はれてゐたことではなかつたらしい。然も交通量の増大は上記の如く宿驛人馬以上に人馬を要したものであることが判る。かくて必要上里正や驛長に不足人馬の繼立方を迫つたものが相當あつたのであらう。然も幕府は其必要を認めず、上記の如き法例を出してかゝる申出を抑壓せしめてゐるのである。これ無用の人馬を助郷せしむるときは農村の疲弊とならぬ迄も、租米等の徴收に何等かの影響あるべきことを顧慮したからである。事實正保三年より四十八年目の元祿七年この年助郷の劃定を見たまで各驛が助郷の制定について云爲しなかつたのは、各宿驛で便宜手段を以て近郊の人馬を雇使し、以て不足に應じてゐたもので、貞享元祿の頃武士の交通頻繁なるに際し漸く遞傳が滯滯を來すこととなり、斯の如き請議を提するに至つたものである<sup>(3)</sup>。

然るにこゝに注目すべきは延寶二年より創設せられた大垣藩内の百匹傳馬の制度で、これは大垣藩内の宿驛即、大垣赤坂兩宿の助郷中、大垣領内の助郷村々より出すべき助馬の代りに用ひられたもので、一種の助郷制度と見られるであらう<sup>(4)</sup>。これ元祿七年を去る二十年以前のことであつた。

以上の如く貞享元祿以前にあつては助郷村と宿驛とが未だ對立關係に置かれる程矛盾を藏してはゐなかつた。否寧ろ助郷制度は其成立の過程にあつたのである。故を以て一早く大垣藩の助郷制度は成立して成功を収めてゐる。

然るに其後該制度に對する矛盾は現はれ、宿驛と助郷村とは紛議を生じたものの如く元祿七年より十八年目の正徳三年三月の道中奉行の令達中には次の如き條項がある<sup>(5)</sup>。

一、自今加宿助郷より御條目に相背き不埒之儀も候はゞ其旨早速宿より可訴之、内々にて過料を取又は過怠として助郷之者宿へ呼置候儀など、堅停止

## たるべき事

一、宿より助郷へも御條目に違ひ、不順之儀も有之候はゞ、助郷より早速可<sub>レ</sub>訴<sub>レ</sub>之内々にて争論に及び、差出べき人馬滞べからざる事

右者今度道中筋不法之儀可<sub>レ</sub>相改<sub>レ</sub>旨被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>、御條目差遣に付猶又如<sub>レ</sub>斯に候、御條目并此趣宿々問屋場に張紙にし置、助郷村々へも寫<sub>レ</sub>之させ、宿助郷者堅可<sub>レ</sub>相守<sub>レ</sub>、若違犯之輩於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之者可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>曲事<sub>レ</sub>者也

即、爾後享保二年に至るまでは種々該制度は匡正せられてゐるのである<sup>(9)</sup>。かくて助郷制度は一先づ定まつたとは云ふものゝ、元祿七年以後よりは上述の如く種々宿驛助郷村間に紛議を生じ、享保二年より三十九年目なる寶曆六年には武州豊島郡下板橋宿より宿助郷村之内六ヶ村人馬不參で往來傳馬役が差支へるの故を以て宿場役人より其吟味方を代官に願出で、代官は其趣を道中奉行に計り、道中奉行はそれにつき指令を與へてゐる<sup>(10)</sup>。

尙、其後明和、天明の凶歳と共に助郷村の負擔量の減少に依る助郷村の擴張等の結果、此頃より漸く不當課役に激して立つた農民の一團は助郷一揆をさへ起すに至つたものである<sup>(11)</sup>。

以上を通觀して助郷村の確立が交通漸く其多きを加へた元祿七年であり、助郷村の劃定以後交通量の増大は種々宿驛と助郷村との間に問題を惹起し、この頃より本格的に兩者の對立を示したが、遂に明和、天明の凶作及天變等を期としこゝに農民と宿場役人との對立を益々激化し、助郷村は其重課に耐え得られざるに至るや、助郷一揆等の非常手段をも弄するにさへ至つたものである。

(1) 改定史籍集覽、第廿五册、五二四—五二五頁

(2) 柴謙太郎氏、傳馬「經濟大辭書」二七八四頁

(3) 黒羽氏同上論文 同誌 一三一頁

(4) 「驛遞志稿考證」第五百十五節

(5) 同上 第六百六十八節

(6) 井鏡昇氏大垣藩百疋傳馬制度「日本交通史の研究」二八一頁

(7) 日本財政經濟史料第四卷 八七六一—八七七頁

(8) 「驛遞志稿考證」第八百十九節

(9) 開傳叢書卷之一「日本經濟大典」第二十卷五四—九頁以下

(10) 黒正巖氏、助郷に基く農民の紛争「日本交通史の研究」二三五頁以下

## 3. 宿驛對助郷村

惟、次に、宿驛と助郷村との六ヶしい關係をば圓滿なる平和的手段を以て解決せんとした二つの例を擧げるであらう。一は上述の大垣藩百疋傳馬の制度で、他は武藏本庄宿の助郷會所である。

1. 大垣藩百疋傳馬制度 本制度は前述の如く助郷制度の一種で、實に延寶二年の創設にかゝるものである。抑大垣藩内に於ける宿驛は中仙道に當つてゐる赤坂宿と美濃路筋に當る大垣宿との兩宿であつた。然してこの兩宿助郷は寛永十七年、幕府より岡田將監の手代たる郡奉行、鈴木、村瀬の兩名に命じて各宿驛の附近二里以内の諸村を各宿驛に配當し、助人馬を出さしめたるに始まる。當時の赤坂宿の助郷は高合せて一萬千百石で、外に高千八十一石一斗四升の赤坂町を含てゐたのであつて、大垣宿（元祿七年の記録に依る）は二十二ヶ村合せて高一萬二千八百八十四石で、即是等の助郷は兩宿人馬の不足を補ふためのものではあるが、大垣藩領内の助郷村に割宛てらるべき助馬は上記の百疋傳馬を以て充當せられたものであつた。尙、その職分は始めの中は軍事用、御藏用にも使役せんとする目的であつたらしいが、事實助郷に課せらるゝ助馬として其役を勤めることが多かつたので、百疋傳馬はむしろこの方面に重大な意義を有してゐるのである。

この制度は延寶二年より存続し明治二年に至つて廢せられたのであるから、其制度の大概は察知する事が出来るであらう。

2. 武藏本庄宿の助郷會所<sup>(1)</sup> 本助郷會所は明和五年の設置にかゝるものであるが、その設置が問題の頻繁に起つた明和年間であるのは、大垣藩の百疋傳馬の創設せられた延寶年間とを比較して各々其意味を藏してゐて面白く感ぜられる。

緒、寶曆以後助郷村は改役を問屋場に出張せしめ、助郷人馬日締帳の計算に立ち會したのであるが、明和五年以後は宿の前後に改所を設置し、問屋の交はした人馬札を検査したのである。天明元年に兩改所を廢止して、以前の如く改役を問屋場に出張せしめた。天保年間、新舊兩助郷が軋轢して、各々別に會所を置いたが、嘉永年間、一箇所と定め總代二人を出勤せしめたのである。尙助郷總代は、助郷四十三箇村から選出するのであるが、該村を十組に分け、毎年正月二十八日、牧西村小川彌市右衛の宅に會合して各組一人の總代を選び、總代十人中二人の當番を置き、一ヶ月十五日間を助郷會所に出勤し、内残りの一人は問屋場に居り、助郷人と協議して人馬の分配をなし、助郷人馬遣拂、勿錢勘定、往還人馬日締帳の計算に立會ひ、而して他の一人は助郷會所に留り助郷人馬の到着改、人馬遣拂改、助郷人馬の日締をした。即、問屋場の人馬日締帳に加判することは兩總代の重要な仕事の一であつた。助郷總代の外に用元といふものがあつて、寛政以後は小川氏が世襲し、總代を選任したのである。この制度は助郷村の保護に當つたもので、大に重要なものである。又、東海道の、品川、川崎、神奈川、程ヶ谷、戸塚、藤澤、平塚、諸宿の助郷村も亦日締帳計算に立會つて居たものゝ如くである。

(1) 「徳川時代の武蔵本庄」 一〇九頁以下

(2) 「日本財政經濟史料」 第九卷四八一頁以下

#### 4. 農民對宿場役人の紛議

次に農民が宿驛に反抗した際取るところの戦術は(一)勞役不勤 (二)愁訴 (三)一揆の三があつた。これに就ては先づ助郷人馬不勤につき宿場役人の取計方に關する資料を示さう。

##### 1. 助郷人馬不勤の例

助郷人馬不參吟味取計方窺

#### 覺

一、私御代官所中仙道武州豊島郡下板橋宿助郷村々之内、六ヶ村人馬不參仕、往來御傳馬役差支候由を以、右宿問屋共此段吟味願出申候  
助郷人馬吟味之儀前々より其宿支配之御代官へ問屋共願出候節助郷村々私領寺社領の無=差別=招呼吟味仕、難澁之村方は手鎖宿預等申付、不參人馬爲=勤理=候様取計候由申傳迄にて、先御代官より申送りも無=御座=候、村々の内には東叡山領其外私領寺社領等も御座候得ば、申傳迄にて私方へ村々呼出吟味仕、咎等迄申付候儀如何に奉=存候間、御奉行所へ右宿問屋とも御願に差出可=申哉、若私方於て助郷村々招呼吟味仕不參人馬難澁の村方は咎等も申付候様被=仰付=候はゞ、其度々不=及=窺御料私領寺社領之無=差別=、咎等此以後申付候様可=仕候哉、御下知奉=伺候、以上

寶曆六年子十月

小野左太夫 印

道中

御奉行所

御下知書 前書の中仙道武州豊島郡下板橋宿助郷村々不參有之由、右下板橋宿願出候處、私領寺社領村にも有之候得共、呼出し可=被=相候哉、若又及=難澁=候もの共も有之候はゞ、御咎等可=被=申付=哉之旨窺之趣令=承知=候、右體之儀其方役所にて可=相濟=筋は呼出相糺し、其節於=及=難澁=は手鎖宿預け可=被=申付=候、吟味落着の節、咎等可=被=申程の儀は可=被=相伺=候、尤入組候事者是又可=被=申聞=候  
右之趣可=被=得=其意=候 以上

子十月

曲 豊後守 印 松 肥前守 印

小野左太夫殿

2. 愁訴即合法的歎願運動 前記した勞不勤の例は其數最多く、これに次では愁訴歎願運動であるが、最も少ないのは助郷一揆である。即、不勤は消極的で運

動と云ふことが出来ないであらうが、愁訴は一揆と共に立派な運動である。尙助郷役の課せられたる地方に於てはこの愁訴は殆んど年中行事の如くに行はれてゐたと云はれてゐる。<sup>(1)</sup>

3. 違法的紛争即助郷一揆<sup>(2)</sup> 俗、百姓一揆の止むを得ずして起るものなる事は吾人の周知の事實ではあるが、助郷を中心として起つた一揆も亦その一つである。今その一例として明和元年十二月より同二年正月にかけて武藏、下野、上野各地に起つた一揆を述べよう。これは定助郷の村々がその課せられた勞役の過重な爲に愁訴したので幕府は他の村々へ加助郷を命じ、その勞務を課した。夫等の村々はこゝに由なく一揆を以て對したのであつた。其話の詳しい譯は次に述べよう。

抑々日光街道の沿道の村々には、徳川家の一門や諸大名等の日光參拜によつて、その往歸の送り迎ひに多大の勞役を課せられたものである（間々田驛の如きはさうであつた）又勞役の代りに金穀の徴せらるゝことも珍しくは無く、其爲に農民の生活を壓迫し、絶えざる不平の種を醸してゐた。元々この地方の農民は朝鮮人來朝の際に國役として高百石につき金二歩銀十三匁宛を上納するのであるが、明和元年の春、朝鮮人の來朝したときは、高百石につき金三兩一分二朱に増されたので、百姓は大に困つた。そして翌二年の春には東照宮の大法會がある事となつて居て、親王や公卿が日光へ參向するの故を以て、道中の人馬を補充する爲助傳馬として高百石につき馬五疋人足六人宛を沿道諸村に課し、これを明和二年三月から八月までの間に納めるやうに命じたのである。若し傳馬に出られ無い時には馬一疋につき五兩といふ大金を出せよといふ。定助郷の村々は年來の疲弊より他の村々へ加助郷を命ずるやう嘆願せるを以て幕府の道中奉行は熊谷宿加助郷衆、川向北川邊利根川向まで二百三十餘ヶ村へ加助郷の廻狀を發し、村役人を召出して之を承認させたのであつた。處が加助郷を命ぜられた農民は、かゝる命令の出たのは宿驛の首腦者の差金であるとし、遂に十二月十七日より暴動を起し、宿驛の本陣や（大名の泊る宿屋）富豪の家を襲つた。騒動は正月上旬に及び參加人員は二十萬人と稱せられて

ゐる。鎮壓に赴いた武士達の中からも少なからぬ死傷者を出してゐる。この騒動も人民の外出を禁じ、宿驛の防備を嚴にしたので、農民の各自引上となり、一先づ治まつたのであつた。其後寛政末年から文化年間に於て陸中南部で行はれたものや、天保九年正月、三河國幡豆郡で起つた一揆等も皆助郷の課役の過重のために起つたものである。

(1) 黒正巖氏、助郷に基く農民の紛争「日本交通史の研究」二四一頁

(2) 「道路の改良」第十三卷第四號所載の拙稿（同誌三三頁以下）参照

## 5. 結 言

以上、宿場役人と農民との関係の見出しの下に於て、先づ、宿場役人と農民の對立關係に置かるべき或特殊關係を是認し、本節を叙述したのである。この場合助郷制度なるものを豫め肯定し、以て兩者の對立の種々相を見んとし、上記の順序を立て、述べたのである。然して是等の特殊關係の説明は主として宿驛に於ける人馬の不足と助郷村に於てなした心算である。尙、次で宿驛對助郷村に及び、平和的手段を用ひて成功を修めたる助郷村の事例を見、最後に兩者間の紛議に於て農民の用ひたる慣用手段の若干をも見たのである。

## 第二節 宿場役人に對する幕府の取締

### 1. 幕府の宿場役人對策一般

慶長六年傳馬の制を確立した頃は問屋場に於て驛女を見た宿場役人も其數が少なかつた。これは實に道路交通量の少なかつたことに依るものであつて、彼の濱松宿の如きは宿場役人の執務した所は問屋會所といひ、間口二間、奥行四間の狭い場所で、其事務も五人組が、隔日五人宛帳付して、其外には肝煎が二人居たに

過ぎなかつたとある(然し貞享、元祿以後道路交通の多くなつてからは、これら宿場役人も多くなり、或宿場に於ては四十三人にも及んだ)即、當時に於ては道路交通は比較的閑散であつたから、従つて問題も餘り起らなかつたらしく、幕府より宿場役人に對して云々せられた取締を見るも左程甚しい命令も出て居なければそれらに依つて暗示せらるべき道中不法もなかつたやうである。今、明曆二年四月に發せられた道中取締令に依り幕府の宿場役人に對する取締一般を察するに、

一、於道中萬事不法之儀、竝押買不仕様に下々へ堅可被申付事

一、荷物御法度之通、おもく無之様下々迄堅可被申付事

一、駄賃馬運出候とて、馬指にがさつ不仕様、下々へ能々可被申付事

以上の如き取締が其主たるもので、其取締の主眼ともなるものは、道中に於て不法の儀があつてはならぬ、といふ條目を第一とし、他は駕量或は負擔量の取締を厳しくするやうにと云ふ位のものに約する事が出来ると思ふ。然るに明曆二年以後四十六年目に當る元祿十五年には道中馬愛撫方に關する觸流<sup>(3)</sup>が出てゐるのである。已に度々述べたるが如く、貞享、元祿の頃より道路交通が一層激しくなつたのであるが、上記の取締令も其一現れであらうと思はれる。然もこれとても明曆二年に出てゐる取締規則の中にある駕量に關する法令の一種に過ぎない。たゞそれが時勢と共に異なる姿となつて現れてゐるのを見ることが出来る。即、道中馬の愛撫に關して、特に一令を發した事がそれである。曰く「總じて馬に荷附候儀、其馬の様子により荷物分量を考、馬不致難儀様からく附可申候、并道中荷附馬定の貫目、彌無相違様念入重荷付申間敷事」と書し又「病馬并いたみ有之馬隨分いたわり、左様之馬はつかひ申間敷事」と。然も上記の如き馬にして「ごくみかね候者は、最前も相觸候通可訴出候事」と附言してゐるのである。尙この令は最前も云々と稱せらるゝ如く一度ならず、觸流されたものであるらしい。

以上の如き取締が度々宿場役人に對して發せられてからその翌々年、世は寶永の年號を迎へたが、道路交通量の増大より招致せられた宿驛の困難は一層甚しく

なつたものらしく、其間過重の荷物を運搬せしむるが如き事や、一方不正なる處置も此間に行はれたものであらう、種々宿場役人に對して取締が發せられ、その取締も明曆や元祿の頃のものとは異なり、一層ものものしくなつて來て居るのが判る。そこには不足人馬を郷村より求めたるが如き事より所謂助郷問題で農民對宿場役人の間を益々尖鋭化して來るといふ一事もあつた。即、寶永元年三月の海道取締令に關し道中奉行の命令中に「海道筋近年往還旅人多、人馬數多差出候故助郷も出來、御料私領共致困窮候、御代官所支配之宿々へ改役人壹人づゝ、間屋場へ附置候、助郷へ觸候人馬又は往還之荷物、無用之人馬出し候儀改候筈に罷成候間、私領も右之趣にしたがひ役人被申付、相改候様に可被仕候以上<sup>(4)</sup>」とある。これに依つて察するに、貞享、元祿年間二十年の後に既に助郷人馬の課徴甚しき結果として御料私領共に困窮したので、天領の支配にかゝる道中宿々には代官所より間屋場へ一人宛出役し、宿場役人の監督機關として助郷課徴、宿繼人馬を監督せしむることゝし、私領にもこれに類した宿役人を置くことゝしたものであらう。

かくて寶永四年に至つて宿場役人の監督機關を設置した(驛肝録)<sup>(5)</sup>のである。次の如くである。

寶永四年設置道中宿驛監督機關	{ <table border="0"> <tr> <td>天領</td> <td>幕府直轄の地代官の手代を各驛に壹人宛配す</td> </tr> <tr> <td>私領</td> <td>私領に於ても天領の例にならひ監督機關を設置し、宿役人といふ。(但し、宿場に於ける間屋年寄に非ず)</td> </tr> </table>	天領	幕府直轄の地代官の手代を各驛に壹人宛配す	私領	私領に於ても天領の例にならひ監督機關を設置し、宿役人といふ。(但し、宿場に於ける間屋年寄に非ず)
		天領	幕府直轄の地代官の手代を各驛に壹人宛配す		
私領	私領に於ても天領の例にならひ監督機關を設置し、宿役人といふ。(但し、宿場に於ける間屋年寄に非ず)				

然るに、かゝる監督機關の設置は道中取締の上に將して如何なる結果を齎したであらうか。事實は全く豫想に反してゐたもので當時の記録に據れば、次の如く述べられてゐる<sup>(6)</sup>。即、宿々の者共は代官の手代或は宿役人と心を合せて不正を働いたといふのである。當時公儀の通行に際しても一定數の人馬の外は決して宿繼してはならない定めであつたにも拘らず、監督機關たるべき是等の取締方は宿場役人と合意の上で定數以外の人馬をば助郷村に課し、以て馳走人馬に應じてゐ

たもので、あまつさへ宿人馬の公用的使用を避け、相對賃錢を以て商人、旅人等を繼立て以て夫等の賃錢を私したが、尙夫等の事に止らず、一層ひどいものになると、命じた助郷人馬が其數に満たない時には、大に處罰し、その代りとして不當なる金錢を課徴したものであつた。即、道路交通の頻繁なるよりして諸種惹起さるべき問題、特に人馬駕量及助郷課役等の問題について陥り易き宿場役人の不正を取締るの目的を以て設置せられたるこの機關にして、全く反對の事實を激成したのである。結局是等の取締方は以上の如き趣旨を達成せんがために、往來の人々の召供の多からん事を一重に祈るが如きこととなつた。かくては助郷村の疲弊は増々深刻化せざるを得ないのである。然も取締方の暴行はかゝる事實に依つて緩和せらるゝが如きものとは異なるから、彼等は助郷村の範圍を増々廣めて行つたのである。

こゝに於てか中央當路者も漸く取締方の不正を除去せざるべからざるを知るに至り、遂に該制度設置以後五年目の正徳二年二月に、其弊害最も甚しき東海道諸驛の取締方を廢し、次で同年十月にはこれを諸道各驛に及ぼし、こゝに於て取締方は全々跡を絶つに至つたのである。即、其後は主要街道には道中奉行の配下に屬せしめられた與力同心が驛政を監督したが、與力二人、同心十人であつたといふから、全く道中奉行の直轄と變りある事はない。この前例に鑑みて斯の如き處斷に出でたものである。即、取締方廢止以後は道中奉行直轄の下に宿場役人が監視せられた驛であるから、取締方設置以前同様に不監視状態に復したとも考へられようが、これによつても取締方の居つた時とは雲泥の差異を示してゐたのである。

新井白石はこの事を記して次の如く云つてゐる。

此年壬辰<sup>正徳二年</sup>の二月、先かの宿役人のことを止められ、其後道中の事ども御沙汰有て、奉行の人々望請如くに寄騎同心の者共つけられき、八月に至て奉行所より奉りしものを、某にかし賜ひしを見るに、去年御朱印を給りて海道を過し

人々の爲に五十三驛の間、其後にしたがひし役夫二十三萬五百五十人、驛馬四萬千二百三十四疋、今年道中のこと御沙汰有しより此かた役夫十萬七千五百五十一人、駄馬三萬六千四百十一疋にして、役夫十二萬二千五百八十九人、駄馬二千八百二十三疋を減じぬと申す。

と、又以て其大様を察知するに難くはないであらう。

然るに寶曆十一年<sup>(正徳二年以後四十九年目)</sup>には、助郷困却の由を申立て、助郷免除又は休年願を願出る村々が近年多くなつたのに對し、道中奉行は廻狀を東海道、品川宿より守口宿に廻し「吟味之上多分は難立願に候、向後右體之儀申立候共、容易には不取上候事」と尙、「先達而吟味之上年季を極、休年申付置候内にも、續休年願出候村方有之候へ共、續休年之儀者別而難儀に付、是又願出候共容易には不取上事、右之通難立儀を願、品により見分を請、勿論江戸表へも數度罷出候得者、無益之路用雜用を遣ひ、却て村方困窮之基に成候事にて、甚心得違之至に候條、此旨申觸候間可得其意者也」と宿驛に有利な廻狀を發してゐるのである。これ即、當時に於ては餘りにも無理な状態に助郷が置かれてゐたと考へられてゐなかつたのである。然るに明和天明の凶歲以降こゝに郷村の疲弊は事實甚しきを告げたので、助郷問題も焦眉の急を告げ、度々宿驛と農村との間の抗爭の因由となつたものであつた<sup>(12)</sup>。即、安永九年<sup>(天明の一年前)</sup>に於ては助郷人馬の課徴に對しての注意上、所謂御馳走人馬の繼立を厳しく取締らしめ、先觸の外人馬入用の節は馬何疋、人足何人と認め、その御用を果すべき家來の印形書付を前以て渡して置いて、其數だけの人馬を御定賃錢で使用することを許可し、其場合も印鑑と引替に賃錢を請取らしむることとした。然して若し、印鑑の無かつた場合にはたとひ御用旅行のため、其家來が通行することが判つてゐても決して御定賃錢を以て人馬の宿繼をなさしめないこととしたのである。

かくて、天明四年以後に於ては、頻々として道中往來不法行爲の取締を命じて無理をしないやうに命じてゐるが、一方宿場役人に對しても思ひ切つた取締を行

ふに至つた。今その一例を天明七年正月二十日附の宿場役人の起誓文前書に依つて伺ふこととしよう。即。次の如くである。

天明七丁未年正月二十日

起請文前書

一、請向より傳馬宿へ被仰出候御法度之通相守可申事

一、武家方者不及申町人百姓等至迄往還之面々へ無理成儀申懸間敷事

一、人通多時分馬を隠し置馬無之杯とて通候衆江偽を申商人之付能荷物許を付申間敷事

一、助馬出し候村々馬に附けにくき荷物を爲附、附よき荷物共我等共町之馬に附申間敷候或者不用馬を朝より呼寄或者用なくして日暮までも置候儀仕間敷候兼て不依何事助馬の方へ非議申懸間敷候勿論助馬之もの方より金子預り馬受負申間敷事

一、奢たる儀又者費成事及心之程慎可申事

右之條々於相背者

但神おろしへは式目之通

年 號 月 日

何 宿

問 屋

年 寄

庄 屋

組 頭

帳 付

これ等の起誓文を通観するに、其云へる處は即、前述せし宿場役人取締令の中に盡されてゐる。結局人馬繼立の公正を計ること及助郷村に不當、過重の課役をなさないことに要約する事が出来よう。其後宿場役人に對する取締の令は度々に及んでゐるが、就中文政、天保度には其發令の多きを見る。

以上に於て幕府の宿場役人對策の一般を述べたのである。即、これを次の如く四期に分つて考へることが出来よう。

第一期 慶長より寶永四年まで

(徳川時代の初期より貞享、元祿の後をうけて、漸く道路交通間題多く宿驛吏の不正を監督せしむるために監督機關をおくまで)

第二期 寶永四年より正徳二年まで

(宿驛取締方たる監督機關設置より不成功にて廢止するまで)

第三期 正徳二年より明和、天明の頃まで

(取締方の廢止後助郷村が宿驛に對して反抗をなすまで)

第四期 明和、天明の頃より幕末まで

(助郷一揆等の起つた頃から幕末まで)

以下に於には上記の事實を裏書するであらう二三重要な事例に言及する事としよう。即、人馬繼立及勿錢に關する取締、不當課役に關する取締がこれである。

(1) 道路の改良第十三卷第九號所載の拙稿 同誌 二八頁参照

(2) 「日本財政經濟史料」 卷九 二六九—二七二頁

(3) 同上 二八三頁

(4) 同上 二八三—二八四頁

(5) 「驛遞志稿考證」 第七百廿五節、尙御觸書古廿二(日本財政經濟史料、卷九、二八九頁)には監督機關たる宿役人の設置を寶永元年五月としてゐるが本稿は驛肝録に依る。

(6) 「古事類苑」 政治部四、一三七二頁以下

(7) 公用竝にこれに類する特權使用にかゝる朱印人馬は、中央傳馬所より先觸を以て各道宿驛に通告した。即傳馬證文を通告するのであるが、かゝる場合に御馳走人馬と稱して證文面に書せられた人馬の約倍數の人馬を使用者側から要求したといふ風習があつたので、日本橋の高札等にも「一御朱印傳馬人足之數御書付之外に多く出すべからざる事」と令してゐたのである。尙樋畑雪湖氏著「江戸時代の交通文化」一二八頁以下参照

(8) 「驛遞志稿考證」 第七百五十九節

(9) 同上 第七百七十四節



- (10) 道路の改良第十四卷第三號所載拙稿 同誌 五四一五五頁参照
- (11) 「古事類苑」 政治部四、一三七四頁
- (12) 道路の改良第十四卷第三號所載拙稿 同誌 五七頁
- (13) 「日本財政經濟史料」 卷九、三二八頁尙公定賃錢の人馬使用は甚やかましく取締つたもので宿場役人相互が「仲間相互」と、稱して公定賃錢で人馬繼立をなすことを禁じてゐる（天保六乙未年閏七月の法令、法規分類大全、驛遞、六〇一頁参照）
- (14) 「法規分類大全」驛遞 四三四頁

### 2. 人馬繼立及刎錢に関する取締

者、人馬繼立に関する詳細の取締に對して、一々述べることは餘りに煩はしく又種々重複するきらひもあるから、その中でも問題となつた馳走人馬に就て述べ、次で刎錢に及ぼう。

1. 馳走人馬 公用を以て朱印人馬を使用する時は各々其特權或は身分に應じて、一定額人馬の繼立許可状を先觸を以て旅行せんとする街道の各宿驛に通告し、以て豫め準備を行はしめたものであつた。然して、幕府の路政中朱印人馬の使用、制限並に分限は極めて重要視せられてゐたもので、決して過剰人馬の繼立を許さなかつたものである。然るに、宿場役人等は當時の弊風たりし御馳走人馬を出すことを通常のことと考へ定數の約二倍の人馬の繼立をなし、かゝる課役を助郷村に負はしめて自ら平然たるものであつた。

抑々人馬賃錢に公定、相對の二種のあつた事は已に周知の事實ではあるが、寶曆八年以後は朱印證文による人馬の繼立も定例の賃錢を支拂はさせ、諸侯の通行も制限外の人馬を出すことを禁じたる事あり。然る事實に於ては諸家は公定賃錢を以て無制限に宿助郷の人馬を使用し、幕府の諸役人は公用の名の下に無賃人馬の使用をなし、尙馳走人馬の徵發を行つたものであつた。<sup>(1)</sup>

2. 刎錢 者、刎錢は其目的とする處宿驛費用輕減のため、人馬賃錢の一部を割き、以て宿助成金に繰入るゝものであつて、享保六年に諸道に刎錢を許可した

<sup>(2)</sup>が、文政四年には各驛助郷相議して人馬増錢中其刎錢若干を除き置き以て驛傳の雜費及驛夫の俸給に充當するに止め、時に其出馬に分與し、宿と助郷との領收の區別を明かにし、驛傳に掲げ以て助郷村の疑を生ぜざらしむべしとの令が出たこともあつたのである。尙武藏本庄宿に於て領收せし刎錢は宿に歸し、文政中三割の内一割五分を刎錢として領收したが、助郷村より其分配を要求せし結果として、弘化二年の増賃に對して、宿方六分、助郷四分と定まつたのである。<sup>(3)</sup>

刎錢は元來以上の如く人馬賃錢に對して課徴せられたものであつたから、從つて其額も巨額になつたため、種々宿場、郷村に問題が起つたから幕府も相等其取締に腐心してゐたものであつた。次に（一）安政六年書上に由る同宿に於ける公定賃錢及刎錢の割合及（二）安政三年及文久三年領收せる「刎錢溜」(刎錢總額)を示すであらう。

#### (一) 公定賃錢及刎錢の割合(文政六未年書上に由る)

	人 足 一 人		本 馬 一 疋		輕 尻 一 疋	
	元賃錢	現今賃錢	元賃錢	現今賃錢	元賃錢	現今賃錢
新町五料八幡山}	文 40	文 58	文 9	文 49	文 78	文 117
深中谷瀬}	文 53	文 77	文 12	文 65	文 111	文 159
玉 村	文 55	文 80	文 13	文 67	文 113	文 162
藤 岡	—	文 71	—	—	文 45	—
島 村	—	文 43	文 7	文 36	—	文 86
八日市	—	文 64	文 10	文 54	—	文 133
八丁河原	—	文 45	文 7	文 38	—	文 90

#### (二) 安政三年及文久三年領收せる「刎錢溜」

安 政 三 年		文 久 三 年	
月	實 文	月	實 文
一 月	16.959	一 月	57.293
二 月	29.355	二 月	—
三 月	61.283	三 月	153.642

四月	70.170	四月	142.781
五月	59.863	五月	84.380
六月	44.035	六月	73.947
七月	27.961	七月	95.507
八月	42.623	八月	53.687
九月	53.674	九月	97.934
十月	35.377	十月	87.308
十一月	28.224	十一月	92.321
十二月	37.761	十二月	88.404
計	391.185	計	996.818
此金九拾七兩貳分		此金百四拾六兩貳分	
貳百八拾五文		六百拾八文	

- (1) 「徳川時代之武藏本庄」 一九六頁以下  
 (2) 「驛迹志稿考證」 第八百廿節  
 (3) 「徳川時代之武藏本庄」 一九八頁以下  
 (4) (5) 同上 一九九—二〇一頁

### 3. 道路交通に關し宿驛が農村に課徴したる不當勞務の性質と幕府の對策一斑

(1) 緒言 次に道路交通に關し、宿驛が農村に課したる不當勞務に對し幕府が如何なる取締をなしたるかを窺はんと欲す。

惟、宿驛が鄉村に不當勞務を課すと一言にいつても、これは餘りに漠然としてゐる。即そこで私はこれを農村勞力の過重使用と目的以外の使用に分つて述べようと思ふ。然して過重使用とはそれが當然となさるべき程度以上に鄉村の勞力を宿驛が道路交通に使用することを、更に目的以外の使用とは道路交通以外のことに鄉村の勞力を使用することを意味するものとして論を進めたい。

抑々助郷村に對する宿驛人馬の課徴は如何なる性質のものであつたであらう。已に前節に於て宿驛と鄉村とが本質上對立關係に置かれてゐたことを述べたが、

元來助郷制度それ自身已に鄉村に對して餘分の勞務を強要してゐたのである。それが道路交通の頻繁と共に益々助郷村に人馬を求むること急を告ぐるの結果となり、農の閑と繁とを問はず一律に勞務を強ひるに至つたのである。然して農民はこれらの申出に對して柔順に服從してゐたのである。宿場役人は其間幕命の下に種々不正を働き、宿驛常備の人馬を使用せず、其の勞務をも助郷に課することがあつた。以下助郷を課徴せらるゝ鄉村の經濟狀態、助郷課役の性質、宿驛が鄉村に不當勞務を課徴せし事例と其の取締等に就て述ぶることゝしよう。

#### (2) 助郷を課徴せらるゝ鄉村の經濟狀態

イ 租稅徵收の過重 徳川時代は農を尊んだ時代でありながら、農民の生活は意外にも一舉手一投足に迄も拘束を受け、宛然租稅を收むる爲の存在であるかの如き慘めな生活をさせられてゐたのである<sup>(1)</sup>「農は納なり<sup>(2)</sup>」と標語された事は、當時租稅誅求の甚だしかつたことを如實に物語つてゐるのである。今試みに天保十三年寅年元拂差引凡調により、幕府の收入をみるに、其額は金九拾貳萬餘兩となつてゐるが、これを收入の性質により、武士農民及び町人の三に分つて負擔の割合をみるに、武士は一二%農民は八四%、町人は四%となつてゐる。勿論天保の改革によつて問屋制度が廢止され、運上や冥加がなくなつてゐた時の事であるから町人の負擔が少なくなつてゐるのは事實であるが、幕府の收入はその大部分を農民の負擔に俟つてゐた事を知る事が出來よう。而して農民の負擔は正租と小物成と稱する雜稅より成つて居り、この雜稅には三役といふものがあつて米金を徵收してゐたが(三役は天領のみにあつて、私領にはなかつたが、それは夫米夫金の名でとられてゐた)助郷課役のある鄉村ではこの三役を免ぜられてゐたが<sup>(3)</sup>、その額はもとより大したものではなかつたから、別に問題にはならないが、鄉村の負擔する租稅の重かつたことは事實であつた。今寶曆十三年未年御年貢可納割付之事<sup>(4)</sup>によれば、當岩見國邇摩郡靜間村高五百三拾七石五斗三升九合内新田畑貳拾六石九斗一升八合に於てその割付は本田高三百拾四石六斗六升九合この取米貳百七

石九斗三升七合、畑方高百九拾五石餘、新田高十六石餘畑方高拾石餘この三者合計取米貳百三拾五石餘で此外諸役判銀壹貫八百五拾三匁餘、丁銀八拾匁餘に米壹石三斗九升餘となり、この米が三役たる六尺給米、御傳馬宿入用に當り、丁銀が御藏米入用となる、即一村に對する三役の負擔はむしろ問題ではなく、又課役として助郷に出役した郷村の負擔の方が三役より遙に重い結果となつてゐる。

□ 助郷以外の諸課役負擔の過重 雜税の内には三役の外に國役といふものがあつた。これは堤や川の修理、朝鮮使節の費用、日光街道修復等の臨時費である。これは國を定めて石高に賦課したもので、尙その他領主のために薪の切出しに數十人乃至數百人、或は大官出張のために、籠駒人足何人、又は用水、堰、川除、川浚、樋、埧、橋等の普請場の仕事何十人といふが如きものがある。<sup>(7)</sup>かゝる課役は助郷役を勤める村々でさへも、逃れることが出来なかつたから、これらは助郷を課徴せられる郷村の農民を考察するに當つて重要視すべき事柄である。然して農民の中これらの課役に出役するの餘裕を持たなかつたといふ事情は彼等が高い人足の雇錢を支拂つて出役しなかつたことによつて知ることが出来る。尙この課役は時代と共にその甚しさを増したものである。民間省要の著者は「所により御年貢の外に、御年貢に等しき課役懸つて百姓苦しむ」といひ、又次の如く述べてゐる。<sup>(8)</sup>

近年別て前にいふ人歩高段々に上りて物入夥敷、田地高を持つ百姓、又は他村より持越の百姓、力不叶、年中右の諸役を金にて雇事有之、所によりて高一石に付錢八九百一貫文位也、則百石百貫に付小形金にして、二貫四百文替に見て、四十兩餘にあたる也。

(3) 助郷課役の性質 助郷課役は正租の課徴に困惑したる後尙諸役に出費した農民が、道路交通の補助政策の犠牲となつて勤めるものである。その課役の性質はこれだけでも略々察するに難くはないが、尙二三の事項に就きて叙べるであらう。

イ 助郷課役と農期 先づ第一に服役の時期を問題としよう。抑々道路交通の最も繁忙を極める時は春秋各々三ヶ月であるが、この時期は又參觀交代の大名が通行する時期であり、農民の春秋收穫時に當る。然も御傳馬御用は是非とも勤めなければならぬものであつたから<sup>(9)</sup>、農民の困窮は言語に絶したものがあつたであらう。まして國事多端なる幕末に際し、従つて道路交通のために隨時農民が勞務を課徴せられし時に於てをやである。

□ 出役者の年齢 大日本驛遲志稿中、船橋隨菴の助郷考を引用せる箇所<sup>(10)</sup>に助郷課役に出づべき農夫は大概二十歳以上五十歳以下の強壯の者であるといふことがみえてゐるが、三河國渥美郡羽田村の記録<sup>(11)</sup>(天保十四卯正月調)によれば御傳馬勤人に十五歳以上六十歳以下の者迄を以てこれに充てゝゐるのである。即、場所によつては十五歳以上の男子をも勤人となしたことを知ることが出来るのであつて、成人せざる者をしてかゝる苦役に就かしむることはこれ又一つの勞務の過徴を強ふるものではなかつたであらうか。勿論幕末に際し、益々これらの出役者の年齢が亂れたことは又想像に難くないところである。

ハ 助郷負擔 享保六年道中奉行寛播齋守の上申せる助郷人馬用法陳述書によれば、助郷人馬を服役するに先づ宿驛常備の人馬を使用し、その不足せる分を定助郷に課し、尙足らざる時は大助郷に課す。而して定助郷の課役は每百石馬三四匹人夫五六人に止りそれ以上は大助郷に課す。助郷人馬の募集は公私領の別なくその石高に應じて出さしめ、東海道岡崎宿以西大阪に至る諸宿及び中仙日光兩道は只大助郷あつて定助郷なし。故を以てその定助郷に課すべき人馬も皆大助郷に課す。と記されてゐる。これ即助郷負擔の原則と諸道助郷の大様を示すもので、その精神は負擔の公平を主としてゐるものである。故に一宿の助郷に就て考察するも大概その課役を負擔すべき郷村の數は漸次増加してゐるのを見る。即交通量の漸増による助郷課役の増大を多數の郷村をして負擔せしめ、以てその輕減を計つたものである。尙諸道共大通行に際して一定時を限り、當分助郷や加宿助郷の名

を以て度々増助郷を許可してゐるのはその一例である。<sup>(13)</sup>かくて助郷は直接人馬の補給をなすこと能はざるが如き遠距離に迄及ぶに至つた。この事實は助郷をして一勞務たるの性質を脱却し、金錢を以て代納する一種の負擔たるの性質を深めて行つた。次に助郷負擔の概況を見るに、正徳二年辰十二月より享保五年八月迄木曾の福島・上松・須原町へ勤めし助郷帳の抜萃によれば、同上三宿の助郷は次の如くなつてゐる。<sup>(14)</sup><sup>(15)</sup>

- 正徳二年十二月 助郷石高八千百九拾壹石  
助郷二拾ヶ村
- 正徳四年七月 助郷石高壹萬三千五百九拾七石  
助郷二拾六ヶ村
- 享保二年十二月 助郷石高壹萬三千九拾七石  
助郷二拾九ヶ村
- 享保五年八月 助郷石高壹萬三千五百九拾七石  
助郷三拾ヶ村

尚、武藏本庄宿（中仙道の一驛）に於ける助郷は元祿七年二月、勤高壹萬二千六百五拾五石、二拾七ヶ村。正徳三年四月、勤高一萬九千九百四拾石、二拾九ヶ村と改められたが、水害のため永久休役を許され新に大助郷を命ぜられたが、助郷村は四拾三ヶ村に増加し別に加助郷を設けたため大助郷は事實上定助郷と代り加助郷は大助郷となつた。<sup>(16)</sup>即この加助郷は大通行の際宿場役人より道中奉行に出願し臨時これをおいたものが漸次事實上の定助郷と變ずるに至つてゐる。而してこれらの助郷村より課徴るれた傳馬の數は次の如くなつてゐる。<sup>(17)</sup>

年號及年次	人 足	馬 疋	每百石に對する課徴數	
			人 足	馬
元祿七年	2,277	1,989	18	15
同十六年	13,210	8,099	110	67

寶永六年	19,741	1,367	164	110
寬政二年	10,806	8,557	90	71
安永六年	16,767	11,097	140	91

次に文久元年七月調査の助郷各村人口調を見るに、<sup>(18)</sup>助郷四十三ヶ村この勤石高一萬一千九百八十五石人口一萬五十八人、内、男五千六百六十四人内六十歳以下十五歳以上の男二千八百十六人、内、人足に出でうる者千九百三十一人、所有馬匹三百五十一となつてゐる。而してこの村々より毎日人足四十五人馬五十疋を出役せしめられてゐたから夫等の村々は人二%、馬一六%の割（四十三ヶ村の人馬に對し）で課徴されてゐるわけである。その外不時の入用等を入れるとなかなかその負擔も重かつたといふことが分る。かくて負擔公平及同輕減のためとられたる種々の畫策も結局は效を奏せず助郷人馬は益々其の負擔を重くして行つた。

二 助郷召集の手續 扱、助郷召集の手續を見るに、何月何日何々誰、別記の通り人足何人馬何匹を要するにより高百石につき何人を出すべき旨の廻文が助郷諸村に到達すると、助郷村の人馬は當日迄に一定の間屋場集る。問屋ではその人馬を點檢するが、若し助郷村で差支があつたり、又は遠距離のため出役することが出来ない場合は金錢を以て代納し、問屋側では隨時人夫を雇ふのである。ここに問屋に於ける不正等が生じ、用なきに郷村に出役を命じ、一日にて足るものを三日間として召集し、或は故意に農繁期の方つて徴發し、その應ぜられざるを奇貨とし、その代償を強請するが如き結果をも惹起すに至り、郷村對宿驛の感情を益々惡化せしめるに至つたのである。

(4) 宿驛が郷村に助郷を過徴せし事例と幕府の取締 文化十一年十月、内藤大和守領分の助郷村より道中奉行所に次の如き訴がでゝゐる。

乍恐以書付奉願上候 <sup>(19)</sup> 内藤大和分  
 高千拾七石。内高百九十壹石餘 荒引。 信州伊那郡小出村  
 同參百拾石。内五拾貳石餘 同斷。 御 菌 村

同貳百四拾壹石。内五拾九石餘	同斷。	山 寺 村
同千貳拾五石。内百九拾七石餘	同斷。	西 伊 奈 部 村
同參百拾七石。内六十二石餘	同斷。	横 川 村
同百參拾八石。内貳拾石餘	同斷。	今 村
同貳百貳拾貳石。内八拾四石餘	同斷。	上 牧 村
同百六拾石。内四拾九石餘	同斷。	村

高合參千四百參拾石

右ハケ村總代小出村年寄彌五右衛門西伊那郡村年寄孫平奉申上候當村々之儀は中仙道木曾福島、上松、須原三ヶ宿へ御登之節者福島宿より野尻宿迄下り之節者須原宿より宮越宿迄道法七八里之間相勤外助郷と違至て遠方牛首峠梅澤木曾峠神谷峠杯と申難所を越御登之節者場所により往來參拾貳參里より四拾里餘御下り之節は參拾里位より參拾八九里も御座候故日日之御通行にも御泊順により五六日も相通川處者御通行延引之節は數日を相通候儀に付莫大之入用も相進甚困窮仕殊胸ヶ嶽經ヶ嶽高山に付村々にて諸作不熟之土地柄にて小澤川小黑川三峰川天龍川大横川と申川々に據り川除場所多用水筋道橋等も數ヶ所村役にいたし難溢にて助郷役相勤兼候に付領主より救米等被下候得共行届不申享保五子年同領之内拾九ヶ村を致差村御免除奉願候處同領之儀は領主存寄次第之由被仰渡候に付領主役人糺之上領内一統助錢被申付候得共次第に御通行御多分相成助錢等にて者難行届既に安永九子年御公家様方御人數多御通行にて觸當多分故御間合不申處助郷之内不參有之由に宿方より御奉行様之御訴訟奉申上御吟味之上人別帳を以有丈人馬差出候上は一と通り之不參遲參と譯違御人數多御通行故之様に付格別之御沙汰被成下以來御通行之儀御公家様方御兩入位之御通行は格別其外御人數多之御通行は多分有之間敷候間其旨相心得若以後御人數多之御通行之御沙汰御座候はゞ早々御訴申上候積相心得宿助郷致和融繼立差支無之様可致旨被仰渡奉恐候（傍點、和田）

然る處近年は助郷御帳面之外大御通行節之人馬多分之觸當故有丈人馬差出候上にも多分之不足に候得ば無是非高賃を以手助村より雇立相勤候義に付困窮相繼旅隊他所奉公等に罷出猶更人少相成作方手入も行届不申取實減少仕其上川峡山崩等にて追々荒地出來候得共起返等も行届不申引高多分御座候得共助郷役之儀は書面村高不殘相勤罷在候故總百姓必至と行詰難儀至極之段書面に難申盡次第に御座候間右荒地引高等之譯御勘辨被成下置何卒以御慈悲當村々之儀は御免之御沙汰被成下置度願上候右願之通被仰下置候はゞ總百姓一同相助廣大之御憐愍と難有仕合奉存候 以上

内藤大和守領分 信州伊那郡小出村外ヒケ村總代

小 出 村 年 寄 彌 五 右 衛 門

西 伊 那 村 同 孫 平

文化十一戌年十月

道中 御奉行所

扱この文書を通觀するに道路交通の頻繁より郷村は難溢せるに、偶々不作天災等にて荒地が出來たのを口實として同領分信州伊那郡小出村外ヒケ村より助郷勤高の減少を願出たものである。が然しこの文書中傍點を附したる箇所は即、宿驛の郷村に對する勞務の過徴を幕府が取締つた一例を物語つてゐる。

抑ゝこの事件たるや安永九年宿驛より郷村に對し公家の多數通行を理由として助郷人馬を求めたが、この求めに應じて宿驛に參集せざる村々のあつたところより、宿場役人はその由を道中奉行に訴訟せし結果、郷村の不動取調となつたのであるが、吟味の上、郷村は人別帳を以てその割當られた人馬の數をすべて差出してゐた事が分つたので、單なる勞務の不動と譯が違つてゐたので、別段の咎もなく、道中奉行よりの許可なくして多人數の公家が往來することなき故を以て、將來宿驛よりかゝる口實を以て人馬の過徴をなしたる場合には早速届け出づべしとのことで、この一件が落着に及んだのである。この事件は正しく宿驛の郷村に

對する勞務の過徴を意味するものであつて、一二の公家通行に言を藉り、郷村に餘分の人馬なきを知りつゝ難題を吹きかけ以てその代償を得んと欲し、その不參に及んでは幕府の威を借りて農村を脅威したものであらう。この場合に於ける宿驛の處罰がみえてゐないのは残念である。

以上の如き例は勿論屢々あつたことであらうが、一般の達の外未だ多くの事例を見ない。次に「徳川時代の武藏本庄」に掲げられたる該件に關する若干の資料を紹介しよう。<sup>(20)</sup>同宿に於ては(一)寶曆九年道中奉行小幡山城守の決裁に依り助郷村より總代を出さしめ問屋場に立會はしめ、助郷觸に加印して取締をなさしめ、助郷高千石に付總代一人を選出せしめ、毎月十五日間問屋に出勤せしむることに確定したのである。(二)然るに明和五年には五萬六千五百五十疋(一疋は人足二人の割に計算した)といふ巨額の人馬を課徴したので、紛議を起し、示談で事は済み、宿前後に二箇所の助郷會所を設け、問屋の交付せる人馬札に依り宿助郷の勤高を検するの制を設けた。(三)其後人馬の濫用を取締るため、宿場役人、助郷總代は人馬日締帳に連印して道中奉行の査閲を経ることとなり、明和八年正月二十八日に始めて人馬日締帳を上呈した。(四)安永七年、宿方に於て定式人馬を遣拂はざるに先だつて、助郷人馬を徴發したことが露見したため、同年三月、助郷二十九ヶ村は總代牧西村小川某をして道中奉行に出訴せしめたるも、亦内濟となつてゐる。(五)天明元年九月以後會所を中止し、助郷總代は日々問屋場に詰め、宿助郷人馬勤方を改めることに協定したが、助郷村間に軋轢が起り、弘化二年に久城外三十箇村より宿場役人及び助郷總代を出訴したるも、同三年に内濟となつてゐる。其結果、助郷各村を二組に分ち各別に助郷會所を設けたのであるが、嘉永四年には勘定方荻野寛一の説諭に依つて宿助郷間に次の如く議定せられてゐる(同年四月五日兩議定爲取替書)。

一、宿立人足五十人馬五十疋の内、五人五疋を定園と定め、外人足十一人を宿繼、宿送り御證文、御用狀箱、御奉行様御觸書御往還、御鷹飼鳥籠持送り人足として園置き、又助郷各村より、毎日馬四疋を宿方餘荷として出し、残り

人足三十四人馬四十一疋は毎日遣拂ふべき事

- 一、宿定式人馬を遣拂ひたる後に、助郷人馬を使用すべき定法なるも、宿助郷示談の上「打込勤」を許し、使用の前後を問はざることとなし、其日の模様により、宿助郷人馬遣立、殘人馬は助郷總代立會見届印形致し置く事
- 一、宿立人足の内、御荷物の分は、助郷總代立會の上、面付(駄賃貫目帳に記入せる改所の貫目付)に従ひ、三十四人を遣拂ふ事
- 一、人馬駄賃四割五分増、内一割五分は人馬に渡し、一割五分は宿助成金と爲し、一割は勿錢として、宿に六分、總助郷に四分を渡すべき事
- 一、助郷會所を一箇所と定め、毎年正月二十八日、牧西村用元小川彌市右衛門宅に助郷各村會合し、助郷村を十組とし、一組一人の總代を選する事

(5) 助郷以外に郷村の勞力を宿驛が使用したる事例と幕府の取締 以上の諸例に依つて見るも明らかなるが如く、助郷問題は甚だ取締が六ヶ敷いものであつた。然るに宿驛は勞務の過徴を度々郷村に強請したのであつて、上記せしものは其例に當つてゐるが、次に述ぶるものは交通以外のことにこの勞務を使用した一例であつて、正徳二年灰寄出入と稱する訴訟は實にこれである。以下事件の経過と幕府の對策とを述べよう。

1. 事件の経過<sup>(21)</sup> 正徳元年十二月二十六日宿内に大火があつた。偶々宿場役人相談の上、問屋助左衛門は牛込儀左衛門の内諾を得て百石に付十三の人馬を觸出し、助郷人足三百七十人を召集し、燒跡の灰片付を爲さしめたることにあつた。然るに西今井村名主高橋彌七郎なるものは、地頭佐久間小左衛門より折井淡路守を經、道中奉行松平石見守に事件を密告し、石見守用人松本某の内諭に基き、今井、四方田、東西富田、北堀の五箇村より正式に訟狀を奉行所に提出した結果、同宿の間屋、年寄及び助郷村の名主は出府を命ぜられ、正徳二年三月十六日吟味を開始せられ、四月十六日に至り、「灰寄せ人足の儀は儀左衛門に詮議せしに去冬本庄町十七町餘の内十三町類燒の爲め通行不便なる故助郷より人足を呼び取除け

させ申せし事は覺なし、是れ間屋年寄不吟味の仕方間屋助左衛門過怠手錠たるべし」と、宣告せられたが助郷一同の願に依つて、過怠手錠文は五月十六日に免除せられてゐる。

2. 幕府の對策<sup>(22)</sup> 擬幕府の對策は目的以外に助郷を使用することを禁じ、宿場役人を罰すると共に、宿場役人より誓詞を出さしめ、後日の證として、これを郷村に交付し、尙、郷村間に相互扶助、連帶責任の取極をなさしめたのである。即、宿場役人の誓詞に曰く、

「御條目の通助郷村に費人馬堅相觸申間敷」と。次で、助郷村間の取極を見るに次の如くである。

一、向後何れの村にて如何なる六ヶ敷事出來候とも一所に相談仕り相濟み候様可仕候

一、人馬相勤候節村々通帳に致、本庄宿間屋より押切印形取置可申候

一、助人馬の儀に付、何れの村々にて萬一滞る儀有之候て、物入等も御座候節は、助郷村にて不殘割合可仕候

(6) 結言 以上私は本稿に於て道路交通に關し、宿驛が農村に課徴したる不當勞務の性質を明かにするため、助郷を課徴せらるゝ郷村の經濟生活、特に租税の過重と助郷以外の諸課役の過重なりしことを見、助郷制度それ自身が既に郷村に對し餘分の勞力の強要であつた所以を述べ、次で、助郷課役の性質として課役と農期との關係を見、出役者の年齢を檢查することに依つて勞務の過重を知るの便に資し、かゝる状況の下に行はれたる助郷制度が事實如何に交通の頻繁と共に其矛盾の程度を深めて行つたか、その間不正吏の奸計に陥つた郷村は如何に苦しみ、幕府は如何様にこれを取締つたかを見たのである。

私はこの間百方盡力した幕吏の苦心をば決して無視するのではないが、大體に於て農民は被支配者の立場にあるところより、同階級にある(身分はちがふが)宿場役人よりも寧ろ氣の毒な状態に置かれ勝であつたことを看取する。——それ

は素より道路交通上に閑暇なき農民を使役せざるを得なかつたといふ道路交通制度上の矛盾の存在及び交通量の増大と共に其矛盾が益々甚しくなつて行つたといふ悲しむべき事情に一面その理由をば認めなければならないのではあらうか。

- (1) 本庄博士「近世封建社會の研究」 九八頁
- (2) 「土農工商心得草」(「通俗經濟文庫」第六卷三一—頁)
- (3) 「吹塵錄」第二十九册六頁
- (4) 本庄博士「日本財政史」 二二三頁
- (5) 同 「近世農村問題史論」 二二—二五頁
- (6) 和田所藏寫本(原物)に據る。
- (7) 「日本交通史の研究」 四五頁(大山氏論文参照)
- (8) 「民間省要」上編卷二、第二一(日本經濟叢書卷一、二九—頁)
- (9) 「日本交通史の研究」 四三頁
- (10) 「大日本驛遞志稿」 五〇頁
- (11) 「日本交通史の研究」 三一頁以下
- (12) 「徳川時代の武藏本庄」 一八〇頁
- (13) 「日本交通史の研究」 二〇二頁以下、黒羽氏論文所載の東海道草津宿助郷に關する一覽表参照  
該表には和宮下降や奥羽御親征御用等に際して特別の大通行に應ずるため當分助郷や加宿助郷のことが見えてゐる。
- (14) 「同上」 二〇六頁黒羽氏論文参照
- (15) 「上伊那郡史」 九〇四頁以下
- (16) 「徳川時代の武藏本庄」 一八一頁
- (17) 「同上」 一八九—一九〇頁
- (18) 「同上」 一八六頁以下
- (19) 「上伊那郡史」 九一—九一—三頁
- (20) 「徳川時代の武藏本庄」 一七三頁以下
- (21) 「同上」 一七一頁以下
- (22) 「同上」 一七二頁以下

## 第三節 餘論

## 1. 明治政府の宿場役人対策

1. 助郷制度の矛盾 宿場役人を云々するに方り是非とも其対象として見ざるを得ざるものは助郷制度であり、然も該制度の矛盾である。即、この矛盾と宿場役人との関係が直ちに政府の取締等となつて現はるゝものである。

楮、助郷制度の矛盾は第一節に於て述べたが如く、(一)助郷制度それ自身已に郷村に對して餘分の勞力を強要してゐたこと。(二)宿驛と郷村とが本質上對立關係に置かれてゐたこと。の二に要約し得る。尙少しくこれを云へば、助郷を課徴せらるゝ郷村の經濟状態は已に租税の徴收の過重に苦しみ、其上に助郷以外の諸課役の負擔が重かつたから、兎に角最悪に近い状況にあつたといふことが出来る。それが、道路交通の頻繁と共に益々助郷村に人馬を求むることとなつたのである。而もそれが農の閑期や繁忙期等の差別なく課徴せられた。出役者も五十歳以上六十歳にも近い老年や十五歳以上二十歳以下の少年までを加へるに至つた。斯くては農を生業とせる郷村の立行かざることは理の當然で、爲めに衰亡した村々も數多かつたのである。尙其上に宿驛と郷村とが本質上對立關係に置かれてゐたのであつた。故を以て宿場役人の言動が必ずしも不正でなくとも尙面白からざる結果の生ずることもあり得べく、ましてや利害關係に専念するに至つては、不正と思惟せらるべき所爲の起るべきことは當然のことに屬する。

2. 宿場役人と助郷總代 助郷制度が上記の如き性質のものであつたから、郷村は自衛の爲に助郷總代たる改役をば問屋場に出張せしめ人馬の日締計算に立會したることが見えてゐるが、それは寶曆以來のことであつた。今武藏本庄宿の例によれば助郷總代は助郷村十組より一人宛を選出し、その中より二人の當番を置き一箇月十五日間助郷會所に出勤し、内一人は問屋場にあり、助郷人と協議し、人

馬の分配を爲すの外、助郷人馬遣拂、勿錢勘定、往還人馬日締帳の計算に立會ひ他の一人は助郷會所に止り助郷人馬着改、人馬遣拂改、助郷人馬日締をなす。且つ問屋場の人馬日締帳に加判するは兩總代の要務の一であつた。かくて宿驛に於ては其代表者宿場役人と郷村の總代たる助郷總代の二者が存することとなる。この二者の關係は明治元年六月八日の布告に徴するに風儀悪しく、相欺き、馴合、其間種々の奸曲をなしたとある。即宿場役人が驛政を等閑にして私腹を肥やしたることありしが如く、助郷總代も宿驛と郷村の間に立ちて不正を行つたるものらしく、政府の宿場役人に對する取締にはこの助郷總代と併稱してゐるを見る。而して同六月八日の布告を以て早くも兩者の名を廢し、新たに傳馬所取締役なる名の下に宿場役人を設置して驛政を行はしめてゐる。蓋し其弊害を除去せんがためであらう。こゝに於てか、舊幕府時代からの宿場役人は名義上明治元年六月八日以降は存在しないこととなつてゐるのである。

3. 宿場役人附助郷總代の取締 宿場役人及び助郷總代は幕府の役人に對しては卑屈極まるものであつたがこの弊風は維新以後に於ても然りであつて、元年六月三日の布告に於て官吏通行に際し決して儀禮の過ぎたることあらしめず且格式以上の待遇をなさざるやうに命じてゐる。次の如くである。

布告元年六月三日(三年三月九日布告、驛法改正に依りて消滅す)

一、此度格別之御趣意に寄り無賃人馬木錢米代之休泊等一切不相成候筈に付宿驛に於て其意を體し雇賃錢宿料等時之相場に應じ可成丈け相減じ區々不相成候様宿々家毎に張紙認置可申萬一過分之取方見懸取等之儀有之候は急度其咎可申付候事

但是迄相對と申候へば一概に定賃錢へ倍増と相心得居候趣心得違之儀に候以來過分之取方等致申間敷候事

一、遠見杖拂高張持等之儀勅使始是迄差出來候分も以來不及其儀候事

一、御用通行之諸家休泊之節宿役人之内心得候者兩三人宿々入口に罷出居其場



所に旅宿名前書顯張紙に致置夫々差圖可致候事

但旅宿迄附添不及案内候事

一、御用通行之面々旅宿に於て人馬帳爲附記候節宿役人共一々其方へ相越居候ては傳馬所手明にも相成御用辨難致候に付以來旅宿亭主より傳馬所へ持參附記可申事

一、是迄幕吏通行之節のみ特に七八貫目迄用捨爲致諸家之分は五貫目に限り候不條理之至に付以來御用私用共一人持七貫目と相定候事

但馬荷之分は先づ可爲是迄之通事

一、貫目改所之儀は別段被立置候得共尙又不正之儀爲吟味宿毎に千木秤御許し相成候に付如何と候荷物は目方相改貫目に過ぎ候分は御定賃錢之割を以可受取候事

一、京都局々并に諸國府縣共被差出候御用狀以來一々賃錢被下候筈に付萬一無賃之向有之候はゞ繼立申間敷候事

一、御用物無宰領之分は着所迄之賃錢凡積を以相添被遣候に付宿々に於て之を受取追て留宿より過不足可申出事

右之條々被仰出候に付向後旅人之内萬一無法なる儀有之候はゞ御料は府知事私領は領主へ訴出其上及異議候はゞ其所に差留置早々當御役所へ可訴出者也

右之通驛々へ觸渡候間領主并に通行之面々に於ても可被得其意候者也

然るに彼等之行狀に至つては眞に寒心に耐へざるものがあつた。新政府は同年六月の布告を以て其不正を取締つてゐる。其内容は左の如くである。

(一) 宿場役人及助郷總代は從來雜用をば表入用に加へてゐたが、その處爲追々増長し參會等の口實を以て遊興しその費用を公費としてゐた。かゝる不正は爾後廢すべきこと。

(二) 人馬繼立を確實にし往來の便を計るべきこと。

(三) 公用にて上京し、遊興を事とし、用務完了後も尙歸着せず、無謂公事訴訟

を巧らむ等の如きことあるべからざること。かゝる場合に宿場役人も連坐罪科に問はるべきこと。

(四) 從來宿場役人共が仲間相互と稱し、公定賃錢を以て道路を通行したことがあるが、爾後はそれを堅く停むること。

(五) 先觸は手早く寫して次宿へ繼送り萬事手落なきやうにし、かゝる手落より引起さるゝ莫大の失費を防ぐこと。

尙、其全文は次にこれを示す。

布告元年六月日(關)

一、是迄宿役人助郷總代銘々雜用をも表入用に加へ割合候處追々増長參會等に事寄せ酒食を恣にいたし多分之入費相懸り候條不届之事に候以來別て諸入費を省き自分雜用飯料等は勿論參會等に付無餘儀酒食相用候共給料之内を以自分相賄可申事

一、宿驛難澁に付今般格別之御趣意を以御用通行參勤之諸家に至迄嚴重被仰出も有之候處夫に付宿方之もの共心得違いたし諸家へ對し不法無禮之儀も有之哉に相聞以外之事に候向後諸家は勿論輕き旅人たりとも無禮之取扱不仕人馬無遲滯繼立往來之難儀不及様可致事

一、訴訟願達等に付上京之節多人數罷出御用之隙に遊興に耽り御用相濟候ても尙歸着不仕或は無謂公事訴訟を巧み御役人向へ立入長々滯京致し兎角宿驛に事あり候を希ひ候輩も有之是等之儀より不名狀之入費も相掛り都て困窮之基に付以來右體之儀有之候はゞ其者は勿論宿役人とも一統罪科可申付事

一、宿役人共是迄仲間相互と申定賃錢を以通行仕候由に候得共以來堅く停止候事

一、諸向通行之面々差出す先觸繼方及延引別て川支等之節は數通一度に繼來り或は紛失等致人馬手繰不宜是かため莫大之失費を生し或は宿々互に難澁に陥り候段不都合之事に候向後先觸到來次第急速寫取次宿へ早々可繼送候事

右之條々於相背者可爲曲事も也

## 2. 矛盾除去の爲に採られたる新政府の對策

緒、明治元年六月八日の布告<sup>(1)</sup>により宿場役人と助郷總代とを廢したのは、たとひ、名義上にして、新政府樹立以後舊政府の路政を改革した諸政策中最初の劃期的なもので、後同三年の改法及同五年八月の助郷廢止で全矛盾が克服せられるのである。即、新政府は宿場役人及助郷總代の腐敗を除くためには、これを廢止するに如かずとなし、且、宿助郷共一體になつて驛遞に當るべきものとし、兩者より取締役なるものを選出し、以て驛政を採らしむることとした。尤もこの取締役なるものは宿驛のみに限らず、郷村をも加へてその中より人望あるものを選出することとし、尙政府はその選出に干渉したのである。これより明治元年三月、人馬の繼立による勞務の課徴を均分するために、全國ことごとく助郷に組込み公平に公課に服せしむることとしたが同年六月八日の布告中には問屋等の舊債あるものゝ救済方法にも及んでゐる。

次に宿驛取締役は一驛に二人宛選出せられたが、其扶持は日割勘定を以て公解入用の内より支給することとせられてゐた<sup>(2)</sup>。其の後五年八月に至り助郷制度の廢止を見、人馬繼立は陸運會社の經營となつたから宿驛取締役も亦其影を没しこゝに宿驛取締役として驛政を見た宿場役人の名残は全々廢せられ矛盾は全く除去せられたのである。次に明治元年六月八日の改正仕法書<sup>(3)</sup>を示す。

布告元年六月八日

### 改正仕法書

- 一、是迄宿々問屋役人助郷總代共風儀甚不宜互に相欺き或は馴合其間に種々奸曲を生し并會所寄場始め諸入用二重に相成無用の雜費不勤却て混雜不便利之基に有之に付以來宿助郷共一體に組立掛り役人共一和に取締爲致候事
- 一、宿助郷一體に組立候に付ては是迄問屋役人並助郷總代杯と申稱號を廢し新

規傳馬所取締役を置萬事差配爲致候事

- 一、傳馬所取締役其餘役人共之儀は宿方住居のものに不限宿助郷組合一統之内より人望有之其任に應し候もの入札を以て出役爲致候事

- 一、宿助郷一體に付ては宿方に於て以來別段持立馬に不及宿高に隨ひ助郷同様に割合可差出事

- 一、持立馬之儀格別の御趣意を以御免被付候得共是か爲に急繼方等差支候様にては御趣意にも相背候に付通行何時にても差支不申様宿助郷之心得を以夫々相應之人馬平生用意可有之事

- 一、是迄前幕府之暴政に寄又は問屋共不取締に付多分之借財出來致居候由相聞候得共於天朝御救助之筋にも難被及折角御一新之御仕法被爲立候ても右舊借等へ混雜いたし實効不相顯様にては不相濟候間舊借之儀は別段府縣並領主等に於て取調濟方仕法相立候上其旨御役所へ可届出事

- 一、驛々最寄次第御料宮堂上方領社領寺領とも一般助郷に組込凡東海道に七萬石中仙道に三萬五千石脇街道に一萬石程の見込を以爲致附屬候に付ては諸侯城下其餘在郷町々に至迄石高有之分は不殘助郷に組入候事

但石高四歩勤め諸引除之並手明き村々之儀も追て難村取調之上組替申付候事

- 一、人馬觸當之儀は勤高に不拘村柄に應し爲差出右實錢餘荷之儀は總助郷高を以割合申事

右の通今般御仕法替被出候付ては宿助郷役人共は勿論府縣並に領主に於て精々心付御趣意之程相貫き候様施行可致もの也

追て御仕法書早々相廻し承知之旨一宿毎に請證文相添宿繼を以留り宿より當御役所へ可相戻事

- 別紙宿驛助郷改正被仰出候に付ては傳馬所取締役人撰之儀第一之急務に付宿助郷とも難形之通不洩様一村毎に入札爲致來二十日迄に取束封之儘當御役所へ差

出可申事

但國違金勤之分並請印不相濟向は入札爲致候に不及候事

雛形

口上之覺

一何郡何<sup>驛</sup>村

誰

一同斷

但一箇年一人に付雜用金何程

右兩人共實體の者に付何驛傳馬所取締役被仰付候様仕度候以上

何郡何<sup>驛</sup>村

莊 屋 誰

年 寄 誰

(1) 「法規分類大全」運輸門一驛遞 四一五頁

(2) 同 上 一三四一一三五頁

(3) 同 上 四一五頁